

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第26号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成27年徳島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「うち当該特別償却設備」の次に「(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次項において同じ。)」を加える。

第3条第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。